

第 1 4 回新得町地域公共交通活性化協議会議

(書面会議)

1 議 題

議案第 1 号 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条 2 項に掲げる協議
新得町コミュニティバス運賃（協議運賃）変更について

(1) 本体価格（運賃）の値下げ

新得町コミュニティバス運賃については大人が 100 円（全区間均一）小学生、中学生が 50 円（消費税込）として整理しておりました。

平成 26 年 4 月 1 日より消費税が 5% から 8% に引上げされましたが、運賃についての協議が整理されておりませんでした。

消費税にあっては、政府の方針により原則として増税分を運賃に転嫁すべきとされていますが、このたび、協議運賃に係る消費税の取扱いについて、別紙の通り税込運賃額に変更が出ないよう本体価格をいったん値下げした上で消費税増税分を転嫁するように整理したく協議致します。

【運賃額の内訳】

現行運賃：大人 100 円消費税 5% 込み本体運賃額 95.3 円、消費税額 4.7 円
変更後運賃：大人 100 円消費税 8% 込み本体運賃額 92.6 円、消費税額 7.4 円
本体運賃額を 95.3 円から 92.6 円へ 2.7 円値下げする。

(2) 精神障がい者割引の適用

新得町コミュニティバスは平成 25 年 10 月 1 日から運行開始され、障がい者を対象とした割引については、身体障がい者、知的障がい者のみ割引を適用しておりました。平成 24 年 7 月から一般乗合旅客自動車運送事業運送標準約款に精神障がい者に対する割引が追加されていることから、新得町コミュニティバスについても同様の適用とするため協議致します。

【障がい者割引】

現行割引：身体障がい者・知的障がい者 半額

変更後割引：身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 半額

議案第 1 号

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条 2 項に掲げる協議 新得町コミュニティバス運賃（協議運賃）変更について

1、運行系統又は運送の区間

新得市街地線	起点：JR 新得駅前	主な経由地：新得公民館前
	終点：JR 新得駅前	（11.6 km）
屈足地区線	起点：JR 新得駅前	主な経由地：屈足総合会館前
	終点：JR 新得駅前	（24.2 km）
屈足線② （屈足早朝便）	起点：幸町 4 丁目	主な経由地：かえで団地
	終点：JR 新得駅前	（8.4 km）

2、運賃（料金）の種類、金額及び適用方法

大人 100 円（全区間均一）小学生、中学生 50 円（消費税 8% 込み）、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者は半額。

○乗継割引

新得市街地線から屈足地区線及び屈足地区線から新得市街地線に乗り継ぐ場合、継続乗車時に限り大人 100 円（消費税 8% 込）とする。

【運賃額の内訳】

現行運賃：大人 100 円消費税 5% 込み本体運賃額 95.3 円、消費税額 4.7 円

変更後運賃：大人 100 円消費税 8% 込み本体運賃額 92.6 円、消費税額 7.4 円

本体運賃額を 95.3 円から 92.6 円へ 2.7 円値下げする。

3、適用する期間

平成 27 年 10 月 1 日より通年